

石川県弓道連盟表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県弓道連盟規約第22条の規定により、表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類・規準)

第2条 被表彰者は、次の各項に該当する者であること。

(1) 功労者

過去5年間以上継続して地域の弓道発展に尽力し、加盟団体の運営や選手の養成に功績のあった個人。

(2) 優秀団体及び優秀選手

全日本大会及び同等の全国大会において3位以内の成績を収めた団体及び個人。

ただし、全日本大会とは全日本弓道連盟が主催する大会、同等の大会とは、これに準ずる全国大会。

(表彰の決定)

第3条 被表彰の団体及び個人の選考については、理事長が推薦し、常任理事会に諮って決定する。

(表彰)

第4条 団体及び個人の表彰は、石川県弓道連盟理事会の席上において行う。ただし、功労該当者については必要と認められたとき常任理事会に諮り表彰する。このほか緊急を要する場合はただちに表彰する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、常任理事で決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年2月8日から適用する。
- 2 平成5年2月7日 一部改正
- 3 平成7年2月5日 一部改正
- 4 平成18年4月15日 一部改正